

## 1. 帰属や移転の在り方

- 現金（金銭）は、所有権の客体となり、その所有は占有と一致するとされている（※）。

※ 所有と占有の一致

現金（金銭）については、物として所有権の客体となるが、通貨としての金銭が交換価値そのものを表す特殊の物であり、物そのものに個性が認められるわけではなく、もともと流通するための存在であることから、原則として、占有という事実状態の移転とともに所有権も移転する。

- C B D Cについても現金（金銭）と同様に高い流通性を確保することが相当であるとしても、デジタル形態の存在は物としての所有権の客体となるものではないとすることが伝統的な理解であり、また、直ちには「占有」に対応する事実状態を観念することができないことから、その帰属や移転をいかに整理するか。

## 2. 通貨としての強制通用力と利用環境の整備等の関係

- 現金は、強制通用力を持つ通貨であり、それによる支払が民法上における金銭債務の本旨弁済となる。
- C B D Cについて、現金と同様に強制通用力を持つ通貨と位置づけることとなれば、その移転が民法上における金銭債務の本旨弁済に当たることとなるが、強制通用力を持つ通貨と位置づけることとC B D Cの利用環境の整備等との関係をいかに整理するか。

## 3. 不正取得等が生じた場合の対応

- （1の整理を前提として）C B D Cの不正取得等（※）が生じた場合について、C B D Cの高い流通性と損害を受ける利用者の救済の観点も合わせて、いかに対応することが考えられるか。

※ ここでいう不正取得等とは、C B D Cの利用者が何らかの損害を被る場面を意味しており、いわゆる民事法上の損害賠償などの回復措置に関する課題を指す（刑事法上の課題とは異なる。）。

## 4. 民事執行法上の取扱い

- 現状の現金（金銭）や預金債権に対する差押え等の取扱いを踏まえた上で、債務者が保有するC B D Cに対する差押え等につき、どのように実施することが考えられるか。

## 5. その他

- 1から4までの民事法制上の課題について、具体的な技術面の在り方や今後の技術面の進展はどのように影響するか。